

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第2回枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会
開 催 日 時	令和5年4月27日（木） 開始時刻 14時 00分 終了時刻 16時 00分
開 催 場 所	枚方市役所第3分館 第1会議室
出 席 者	会長：馬場委員 副会長：吉本委員 委員：西岡委員、松尾委員、染林委員
欠 席 者	無
案 件 名	(1) 成果水準書（案）について (2) 募集要項（案）について (3) 今後のスケジュールについて
提出された資料等の 名 称	資料1 枚方市生活困窮者等就労準備支援事業について 資料2-1 令和6・7・8年度生活困窮者等就労準備支援事業成果水準書（案） 資料2-2 就労準備支援に係る評価点シート（案） 資料2-3 就労準備支援事業【改善幅チェックリスト】（案） 資料3-1 募集要項（企画提案書作成要項）（案） 資料3-2 （様式第1号）公募型企画プロポーザル参加申請書(案) 資料3-3 （様式第2号）企画提案書(案) 資料3-4 （様式第3号）参加資格確認書(案) 資料3-5 （様式第4号）生活困窮者等就労準備支援事業の受託実績報告書(案) 資料3-6 （様式第5号）使用印鑑届(案) 資料3-7 （様式第6号）取下書(案) 資料4 生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会関係スケジュール（予定）
決 定 事 項	○成果水準書(案)等について委員の提案を踏まえ修正し、決定は会長に一任する。
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第1項6号の規定
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	答申後公表
傍 聴 者 の 数	0人
所管部署（事務局）	健康福祉部 福祉事務所 健康福祉総合相談課

審 議 内 容	
会長	<p>それでは定刻になりましたので、第2回枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会を開催いたします。本日はご多忙のなか、本審査会にご出席賜りまして誠に有り難うございます。まず、本日の委員の出席状況について、事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>本日の委員の出席状況についてですが、5名中5名の委員にご出席いただいておりますので、「枚方市附属機関条例第5条3項」の規定に基づき本審査会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本審査会につきましては、枚方市情報公開条例第5条第1項6号の規定する非公開情報に該当するため、会議は非公開としたことから、傍聴人に関しましてはございません。</p> <p>議事録につきましては、審議内容を把握することを目的とし、同条例の規定により審査中は非公開を原則として、答申後発言者無記名で公開していくということとなりますのでよろしくお願ひいたします。</p>
会長	<p>それでは、報告としまして、「枚方市不登校・ひきこもり家族会連絡会より本市のひきこもりの状況等について」事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>本日は案件に先立ちまして、本審査会の審議をより深めていただくため、事業の利用者となりえる方の当事者の立場としてのご意見を頂戴したく、枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会より、本市のひきこもりの状況等についてご説明いただきたいと思ひます。それではよろしくお願ひします。</p> <p>(枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会より、「本市のひきこもりの状況等について」の説明が約20分程度有)</p>
会長	<p>ご説明ありがとうございました。委員からご質問等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>ひきこもりになるにあたっての原因や、ひきこもりの方に対するアウトリーチ等の方法等をご教示いただきたいのですが。</p>
枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会	<p>原因としては、就職活動時に上手く行かなかったことや就職後に労働環境等の違いに戸惑ったことにより、精神疾患を患い、家にひきこもるケースが一番多いと思われまふ。実際の相談はひきこもり対象者の両親から相談を当会にされることから始まります。相談を受けて、両親に対して対象者</p>

	<p>に対する接し方を助言します。その後、対象者に会える状況か会えない状況かを確認して、会える状況であれば訪問等をします。無理やりに対象者に接触を試みて、トラブルが頻発する事例が多数ありますので、対象者に会えるまでは辛抱強くやっていくことが基本としています。</p>
委員	<p>ご本人が改善された例はあるのでしょうか。</p>
枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会	<p>多々あります。当会ととなとな(子どもの育ち見守り室)、若者サポートステーションが連携を取って、支援が継続できた場合に改善する場合がありますように感じます。</p>
委員	<p>実際、本人に会える状況まで行く事例はどのくらいあるのでしょうか。</p>
枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会	<p>相談があった事例の中で、だいたい2～3%ぐらいかと思われます。そもそも両親に対して助言をすることで改善する例も多々見られるため、そのぐらいになるかと思われます。</p>
委員	<p>説明の中に、サポステで手間がかかる人の支援を断る方向にあるという話があったが、手間がかかる、かからないはどこで判断しているのでしょうか。</p>
枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会	<p>一般的にひきこもりの期間が長くなればなるほど、基本的な生活習慣が出来ていない人が多く、支援が困難になる場合が多いので、支援を拒否するような事例も出て来ています。</p>
委員	<p>サポステは労働局側の施策であり、求職活動が出来るかどうかを対象者の基準となります。生活困窮者自立支援制度が法整備され、福祉的な支援が必要な人は生活困窮者自立支援制度を利用するとなったので、サポステはより対象者を厳格化したという経過があります。</p>
会長	<p>他にご質問等ありますでしょうか。</p>
委員	<p>ひきこもりの相談機関というのは、市民の方に周知され浸透しているものなのでしょうか。</p>
枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会	<p>まだまだ浸透していないのが現状であります。今まで、こういったひきこもりの相談は色々なところに回されていたが、ようやく相談機関が決まっ</p>

会	てきたという段階であるかと思います。枚方市では10年前からひきこもりの相談に取り組んできたこともあり、先進的な事例であると思っています。
委員	ひきこもりの支援には自己決定が改善されることが大事という説明がありましたが、どういう状況をもって自己決定が改善されたということが出来るのでしょうか。またアウトリーチ等も成果指標に含めた方がいいのでしょうか。
枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会	ひきこもりの支援というのは、本人から内なる動機を引き出し、自己決定させることが重要となってきます。過去の積み重ねで長期のひきこもりに至っているケースが多いため、一長一短では改善しないと思われれます。アウトリーチ等を評価に含めることは慎重にしてほしいと考えています。
委員	仕事の中で環境が変化して適応障害になるケースは多々見受けられます。適応障害になって、うつ病のような症状を発症して、そのままひきこもりになるという事例はよく見えています。改善例として、そういった人を医療機関に繋ぐというのは大変重要なことであると思います。
枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会	相談を受ける中で、一番問題になるのは発達障害、次に適応障害となってきます。そういった障害をもった方の通院先について、理解がある病院を当会内で共有しており、相談者に提供しています。
委員	ひきこもりの方を支援した結果、実際に支援が成功した割合と成功事例の共通点などがあれば教えていただきたいのですが。
枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会	就労が継続的にできている方というのは4割程度かと思われれます。共通点は、家族がひきこもりの対象者に対して、どれだけ理解があつて、寛容にみてあげられるかというのが重要となってきます。
委員	連絡会からお話があつたように、不登校からというよりは、就職プロセスの中で、または就職後、離職してひきこもりというようなパターンが多いと思われれます。ひきこもりと言っても基本的には基礎能力等はある方が多いので、就労準備事業者に期待されるのは、働く場の調整の部分かと思われれます。
委員	最近の傾向としては特に若年層は職場の人間関係や労働環境等の耐性が低い傾向があり、適応障害を発症する例が多々あります。職場環境の調整と

<p>枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会</p>	<p>というのは事業者に期待される内容かと思います。</p> <p>そもそも産業医等のいない会社が多いのが実情であります。この中で、最近の若者で言われているのが、自己責任の考え方が根強く残っています。ひきこもりの方は、自分が悪いという思考になるため、余計に事態を悪化させることが多いように思われます。この考えを改めさせることもアウトリーチ等で重要になってくるのではないのでしょうか。</p> <p>また障害者支援の中でジョブコーチ(職場適応援助者)という制度があるが、こういう制度をもっと対象者を広げて充実させていければ、ひきこもりの問題の解決にも繋がると思われます。</p>
<p>会長</p>	<p>他に何かご質問等ありますでしょうか。</p> <p>ないようですので、ご報告があった内容を参考にさせていただき、審査会を進めていきたいと思っております。ありがとうございました。</p> <p>(枚方市不登校・ひきこもり家族の会連絡会 退室)</p>
<p>会長</p>	<p>それでは、案件に移りたいと思っておりますので、事務局からお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>案件について説明させていただきますが、その前に本日の資料の確認をさせていただきます。まず「次第」並びに「配席図」でございます。次に【資料1】、【資料2-1】、【資料2-2】、【資料2-3】、【資料3-1】、【資料3-2】、【資料3-3】、【資料3-4】、【資料3-5】、【資料3-6】、【資料3-7】、【資料4】以上14点となります。過不足等ございませんでしょうか。</p> <p>それでは案件(1)成果水準書(案)について説明させていただきます。資料1「枚方市生活困窮者等就労準備支援事業について」をお開きください。はじめに本資料は、前回第1回の審査会にて委員の皆様からいただきましたご意見の中で「実際にどのような方を対象とするのか」「どれぐらいの人数が対象者としているのか」といったご意見をもとに、あらためて用意した資料となります。まず1. 就労準備支援事業の対象者ですが、対象者は1年を基本とした計画的・集中的な支援により一般就労に就くことが可能であると見込まれるが、複合的な課題を抱え、生活習慣の形成・改善を要したり、コミュニケーション能力などの社会参加能力の形成・改善が必要な方であったり、自尊感情や自己有用感を喪失、就労への意思の希薄、就労に関する能力が低いなど、ハローワークにおける職業紹介、職業訓練</p>

等の雇用支援策によっては直ちに就職が困難な者となっております。

次に2. 本事業の対象者となりえる者の数値としまして、潜在的になりえる者も含んだものとなりますが、まず本市のひきこもりの数となります。内閣府の調査からの推計値となりますが、自室や家からも出ない、コンビニぐらいしか出ないといった狭義のひきこもりが496人、趣味に関する用事だけ外出するといった準ひきこもりが1,030人、それらを合計した広義のひきこもりが1,526人となっています。また40から64歳の中老年のひきこもりが、1,980人となっております、合計しますと約3,500人のひきこもりがいる推計値となっております。

2ページをお開きください。②本市の関係部署における令和3年度実績の相談件数です。枚方市ひきこもり等子ども・若者相談支援センターへの年間の新規相談件数は82件、その内約7割が家族からの相談となっております。次にわたくしども生活困窮者自立相談支援機関への相談件数は、321件となっております、その内ひきこもりに関する相談が7件、就労に関する相談が128件、就労準備に関する相談が6件となっております。

次に③としまして、生活保護受給者等就労支援事業の利用者数ですが、249人の利用者がおり、その内124人が就労決定者となっております。

最後に④に参考として現在の本事業の利用者数をあげております。年間の利用者が44人でその内生活困窮者の新規利用者が6人、生活保護受給者の新規利用者も6人となっております。

あらためて数字をあげてはみたのですが、①のひきこもりの数字のように潜在的には存在しているが…といったものもあり、その数字がそのまま事業利用者として想定しにくいと考えています。なかなか対象者数というものが出しにくいのですが、唯一実際に本事業につなげることができそうなものが、③であげています生活保護受給者等就労支援事業利用者の中で、就職決定に至らなかった125人の中で、本来は就労準備支援事業から始める方が適当であった者がいたのではないかと考えます。例えばその125人の内の1割でも就労準備から始めるという判断となれば、その数字が④にあがっている数字に上乘せされることとなります。

次に3. 本事業の対象者となりえる者の特長としまして、①ひきこもり状態にある者又は過去にその状態にあった者として、そのひきこもり状態が7年以上経過した方が約5割を占め、長期に及んでいる傾向にあるとか、全年齢層に大きな偏りなく分布していることや、ひきこもりになったきっかけが、多かった順に「退職したこと」、「人間関係がうまくいかなかったこと」、「病気」、「職場になじめなかったこと」となっております。また②として仕事で必要とされる力が脆弱であるとして、ここにも人との関わり

が不安、働くことへの現実的なイメージが描けないといったことがあげられます。

3ページをお開きください。4. 本事業利用者の事業利用開始時における「改善幅チェックリスト」による点数の分布図を作成してみました。令和4年度現在の事業利用者分となります。

「改善幅チェックリスト」は前回の審査会でも見ていただいたものになりますが、資料2-3となります。お開き願いますでしょうか。

利用者の自立に関する項目を点数化したものになります。各項目「ばっちり」であれば4点、「まずまず」であれば2点、「まだまだ」は0点をつけるものです。この改善幅チェックリストをもとに作成した利用者の分布図になります。分布図から見えてきた傾向ですが、分布図及び次の4ページをお開きください。分布図の上段が生活困窮者自立相談支援機関からつないだ利用者、下段が生活保護受給者からつないだ利用者になります。上段、下段を合わせると全利用者ということになります。図の縦軸が「改善幅チェックリスト」の日常生活自立と社会生活自立の16項目における点数を表し、横軸が就労自立の9項目における点数を表しています。○の点が開始時のそれぞれの点数を表し、それにくっついている棒線はその後の変化を表しております。まず傾向の①として、生活困窮者自立相談支援機関から事業開始となった利用者、分布図上段と比較し、生活保護受給者の事業利用者、分布図下段の方が開始時の自立項目の点数が低い方が多くなっています。次に②として下段の生活保護受給者の事業利用者の半数以上において、開始時の日常生活自立及び社会生活自立の項目で4割に満たない点数となっています。次に③日常生活自立や社会生活自立が高いほど、就労自立の点数も上昇しやすい傾向が見られます。例えば下段の図で、点の低い人はどうしても最初は上方向にしか伸びにくいのですが、点数が上がってくると右方向への伸びが大きくなってきます。次に④として、と言いましても、表全体を見ますとそれぞれ3自立はほぼ同時に変化する場合が多くなっています。右斜め上に伸びている方が多いということになるのですが、言い替えますと就労自立は日常生活自立と社会生活自立とともに変化するものであり、日常生活自立、社会生活自立が改善しないうちは就労自立は難しいと言えるかと考えます。

それらを踏まえまして、あらためて資料2-1「成果水準書」をお開きください。成果水準書自体は前回の審査会でお示ししたものと現状変わりはないものとなっております。今回あらためて審議いただきたいのが、3ページ中段の9. 支払条件であげております目標値となる総評価値と想定利用者数をどうするべきかといったところをお伺いしたいと思っております。あと補足となりますが、資料2-2をお開きください。成果水準書自

	<p>体のさわりは無いのですが、この「就労準備支援に係る評価点シート」につきまして、前回の資料においては上段に資源活用として医療や福祉につないだものに 25 点を加点としていたのですが、今回はあくまで最終目標となる就労、及びその前段階の就労準備という項目を上段に配置するような記載に変えております。上限の点数であったり、細かな配点等についての変更はございません。案件（1）の説明は以上となります。よろしく願います。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、本件につきまして、審議していきたいと思っておりますけれども、ご質問等、何かございますでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>評価点シート 2-2 のところで、就労の A の一番下の就労における定着支援というのは具体的に事業者が設定するのですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>備考欄にも記載させていただきましたが、半年間定着したものを想定しております。定着率が悪いという問題があると思っておりますが、就職が決定した後も引き続き事業所にフォローしていただくようなことを考えています。</p>
<p>委員</p>	<p>定着支援でよく言われることは、半年くらいの期間を就労支援した結果就職したので、その後の半年間を見守るという消極的な定着支援があります。雇い入れた雇用者である会社は就労支援を受けて就職していることを把握し注意を払って配慮してもらっていますから、何か変化とか対応に困ったことがあれば連絡してくださいということもできます。会社には言えないけれども事業者と相談できることも出てきて課題を把握することもできますので、事業者から会社に対して改善を求めていくことができます。就労継続に向けた就労準備支援事業者が行う活動を定着支援と言います。一番消極的なものは見守りだけ、積極的なものは継続に阻害があるようなことが起こるとそれに対応する。職業紹介を市もしくは就労準備支援事業者が直接しているかどうかによってその事業者が介入できるかどうかが決まってしまう。支援対象者がハローワークの求人で就職してしまったら、先ほど述べたような、事業者が会社に直接働きかけるといったことが難しくなります。</p>
<p>委員</p>	<p>事業開始時点では就職している人が対象ということになるのですよね。</p>
<p>事務局</p>	<p>1 度 100 点を取っている人にはなりません。</p>

委員	<p>就労準備支援事業者に定着支援というサービス支援を求めるのであれば、Bの就労準備支援に入れておく方がいいでしょう。就労が実現するまでの支援の内容と就労が決まった後の継続した支援の内容は別のものですよ。ただ、全てにおいて定着支援が必要なのかどうかはわからないこと、定着支援を単なる見守りだけにするのでしょうか、もしくは積極的に会社に介入して就労継続を図れるような体制を想定するのでしょうか。就労後の継続した就労準備の枠に入れた方が収まりはいいかもしれません。</p>
事務局	<p>対象外の支援というイメージでしょうか。</p>
委員	<p>私が気になったのは定着支援と支援事業内容の部分で、成果とは違うのではないか。就労の継続に対して加点するところが気になっています。</p>
事務局	<p>現在、枚方市が受託している事業者が行っている定着支援は、委員がおっしゃっているような会社に直接連絡して確認をとっているようなこともしています。今後も引き続きお願いしたいと思っています。</p>
委員	<p>実際の業務は事業者の提案によるところとなります。 次に確認したいのは、公的職業訓練への参加というのを評価に想定されているのですか。</p>
事務局	<p>就職にかなり近づいている状況ですので、点数も高めに設定しております。</p>
委員	<p>商店街やボランティア活動の新規参加について、1回でも参加したら加点しますか。就労準備というところであれば、このような活動にも継続性を持たせると良いのではないですか。</p>
事務局	<p>実際は本人が1回参加したとしてもあまり大きな変化は得られないということもあり、継続して参加の機会を得ることになると想定しています。今まで全く参加できていなかった方が初めて参加できるようになったら加点することを想定しています。</p>
委員	<p>前回の資料、改善幅の平均が10～15点、全てが改善して100点は非現実的な数字と思えます。ここだけで100点取れてしまうというものどうなのかなと思ひまして、例えば上限を50点にすればいいのではないのでしょうか。</p>

事務局	改善幅の上限の修正を検討いたします。
会長	他に確認してほしいと言っていたところはどこでしょうか。
事務局	資料2-1の成果水準書ですが、前回のものをそのまま提示しています。目標値、評価値など、過去の実績の数字以外では出しにくいのでこのような数値としています。生活保護の就労支援事業利用者のうち、準備から始められる人がいるのではないかと考えており、担当部署との調整を考えています。
事務局	資料2-1・9(1)想定利用者数の42人の根拠が何かというところですが、過去3年の平均で42人としています。
委員	月3人36人、月4人48人。どちらの数字とも違うので疑問に思いました。
事務局	生活保護の就労支援事業利用者249人のうち、就職できたものが124人。できなかったもの125人の一部は就労準備支援事業の対象だったのではないかと考えています。担当課と話し合っていますが、どのような目標値としたらよいのか検討中です。
委員	住居確保給付金でこの年齢層に該当する人はどれくらい居ますか。非正規、住民税非課税、生活不安定な相談者は就労準備支援事業の利用ができる人がいるかもしれないので、参照できる数字になるかもしれません。
事務局	住居確保給付金利用者は令和3年度164件、令和4年度は104件となっています。コロナ禍で住居確保給付金受給者は増加しています。
委員	アウトリーチは事業者にお願いするというよりは枚方市側の問題になるのではないのでしょうか。
事務局	アウトリーチを評価するために、新規利用者に繋いだら25点、新規企業開拓25点を設定していて、個人の支援とは別の部分でも加点できるようにしています。
委員	就労準備支援事業として就労という目標もわからないことはないのですが、BとCでどれだけ貢献して、就労したのかどうか、Bのプログラムを活用したかどうかが評価の基準になるのではないのでしょうか。結果としてA

	<p>があるので、Bの中身をもう少し整理した方が良いと思います。</p> <p>ひきこもりや生活保護の世帯に積極的に介入したらうまくいくか、私はいかないと思います。Bの部分、働き先の支援調整をどれだけできるのかのどうかであるかと思います。しんどい層だけ支援しても企業はついてこないと思われます。Bの中身を精査してストレングスのアセスメントがされていないと思われます。そこがしっかりしていれば、どのプログラムでつないだらいいかははっきりします。アセスメントが妥当だったかどうか、プログラムの結果どう改善したか、評価は別々になるであろうと思います。就労準備の中身を丁寧にしたほうがいいのではないのでしょうか。就職させたらいいという考えになってしまうと就職させるだけで点数が取れてしまうのはどうなのでしょう。企業との連携なども考えてバランスをとらないといけないと思います。Bの中身、評価をはっきりさせることで、成果連動型の公募の意味合いもはっきりするのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>今でも事業者と連携してやっていますが、新規企業をみつけても送り出す利用者がいないと言われてます。委員のおっしゃっているような利用者の層に徐々にシフトしていけたらいいと思っています。</p>
委員	<p>たまたま就職した人が何人出るかで評価点が決まってしまうのでは、せっかくの成果連動がほとんど活かせないのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>結果として就労についていない人の評価に基づき、それに上乘分を委託料として払うのか、色々な議論があるなかで現状をお示ししました。ご意見をいただけるのであれば、参考にしていきたいと思っています。</p>
委員	<p>アウトリーチで人数が増えれば点数が増えやすくなると思うのですが、現状の42人の設定でいくと評価点として厳しいと思います。</p>
委員	<p>令和3年度利用者44人のうち新規利用者は6人ということですか。</p>
事務局	<p>生活困窮だけで新規は6人、生活保護も新規6人となるので新規は計12人となり、それら以外は継続利用者となります。</p>
事務局	<p>分布図を見て、生活困窮者、就労準備、生活保護と連携し、どれくらいの方が対象となるのか、プログラムの内容、評価点シートにとり込めるのかを検討したいと思っています。</p>

委員	就労準備支援事業の対象者は市の窓口から繋いでいますか。事業者独自で見つけるというのは認めていますか。
事務局	現状は健康福祉総合相談課、生活福祉課の窓口から繋げています。事業者が利用者を見つけてきた場合も評価していこうと思います。生活困窮及び生活保護に当てはまらない就労準備支援事業が必要な方が実際にいて、その場合は委託事業者が利用者を見つけてくるケースが多いです。
委員	就労準備の一つのプログラムとして提案しなさいというやり方もありますよね。就労に悩んでいる人にとっては、市の福祉窓口に行くよりは大変わかりやすい。そういうことを周知するイベントをすることが大事かと思います。
委員	資料2-2で就労の100点はBにした方が良さそうですが、就労の結果で加点するのはボーナス的な考え方でいかがでしょうか。
事務局	就労についてはその評価値で設定しました。
委員	障害雇用とかA型を表に入れているのは実績があったのですか。
事務局	過去に繋いだ実績がありました。
委員	Aに設定している評価をBにするかどうかを考えてみてもいいかもしれません。
事務局	プログラムの内容、新規利用者、新規事業者、何か同じように加点対象にできるのかというのを検討していきたいと思います。
委員	評価点シートに別項目で追加するのがよいのではないのでしょうか。
事務局	成果水準書や募集要項の中で、市が求めている受託事業者の要件というものをしっかりと伝えられるようにしようと思います。
会長	色々ご審議いただきました。本案件については、本日はこの程度とさせていただきます。調整等が必要なものに関しましては、事務局の方で修正等していただき、次回審査会にて再度提示していただければと思います。

<p>事務局</p>	<p>それでは、案件（２）について事務局からお願いします。</p> <p>それでは案件（２）「募集要項（案）」について説明させていただきます。</p> <p>資料３－１「令和６・７・８年度 枚方市生活困窮者等就労準備支援事業 募集要項（企画提案書作成要項）」をお開きください。本募集要項は６月末に予定しております公募開始以降に事業者がこの募集要項及び成果水準書をもとに企画提案書を作成しエントリーしていただくためのものとなります。ポイントとなる部分に絞って説明させていただきます。</p> <p>まず１ページ下段の４．「提案にあたっての評価基準等」についてですが、提案にあたっては、本募集要項及び先ほどの成果水準書に定める事項を満たす内容であることを前提とした上で、以下の評価を行いますとしております。</p> <p>２ページをお開きください。（１）評価基準としまして、応募事業者の提案に対し、委員の皆様へ評価項目ごとに点数をつけていただきます。各項目の点数は配点として記載しておりますが、１０点満点もしくは５点満点となっており、１１項目で合計１００点満点としております。主な項目としては、１．事業目的、課題の分析能力及び事業者の運営能力に関する事項、次に２．企画提案に関する事項、次に３．業務実施体制に関する事項、最後に４．関係機関との連携に関する事項をあげております。</p> <p>本日は用意ができておりませんが、配点となっております１０点もしくは５点等につきまして、委員の皆様の評価の目安となるような指標を、現在本審査会と同時に進めております生活保護受給者等就労支援事業者選定審査会とそろえるような形で、次回３回目の審査会でお示しする予定でありますので、よろしくをお願いします。</p> <p>３ページをお開きください。先ほど２ページの票をもとに、評価にあたっては各委員の皆様の点数を合計したものを最終評価点といたします。具体的には、企画提案内容を審査いただき、各委員の持ち点を１００点とし５名の委員により５００点を満点として採点し、点数の最も高いものを受託候補者として選定します。ただし評価点が満点の６０％に満たない場合、いわゆる３６０点未満の場合は、委員の合議により受託候補者としての適否を判断するとしております。また最終評価点が同点の場合は、項目の中の２．「企画提案に関する事項」の得点の高いものを第一候補者としております。</p> <p>次の４ページをお開きください。６．書類提出ですが、（１）から（７）までにあげている書類を用意していただく予定です。具体的には別紙 資料３－２から資料３－７までの書類となりますが、その中で、資料３－３企画提案書（枚方市生活困窮者等就労準備支援事業）（案）をお開きください。</p>
------------	--

	<p>この企画提案書は募集要項の評価基準の中の評価項目にそった内容としております。評価項目ごとに提案していただくようになっておりますので、委員の皆様にはその項目ごとに点数をつけていただく考えです。</p> <p>資料3-1 募集要項にお戻りください。5ページをお開きください。8. 募集要項・企画提案書の配布ですが、配布期間については、令和5年6月30日から令和5年7月14日としております。また9. 質疑期間につきましても、同配布期間中に設定しております。</p> <p>6ページをお開きください。その後、10. 企画提案書受け付けとしまして、令和5年7月26日から8月18日までを受付期間としております。そして11. 選定についてですが、選定審査会において、企画提案書等に基づく調査、審議を実施し、運営候補者を選定するとし、そのためのプレゼンテーションを令和5年9月中旬に実施するとしております。</p> <p>最後7ページをお開きください。12. 審査結果についてですが、令和5年9月29日に発送予定としております。案件(2)の説明としては以上となります。</p>
会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、本件につきまして、審議していきたいと思えます。</p> <p>いかがでしょうか。</p>
委員	<p>資料3-1の評価基準、企画提案書が連動していて、2の企画提案に関する事項①②③はチェックリストに沿っている。そうすると⑤事業の推進ですが、全体でどういう事業を実施するか、事業の目的、何を達成の基準にするか、そこが最初に評価設定シートに基づいて事業提案をしてもらうのがいいのかなと思います。次に生活改善3項目、利用者数と就労の場は別の方がわかりやすいと思いました。実施体制の事務所の確保については実施事業者のことですか。</p>
事務局	<p>はい。事業を実施する拠点をどのように準備されるのかということです。</p>
委員	<p>評価基準、同点の場合2の高い方、2が同点の場合は1。それ以降の基準がないので、そのあたりの詳細は事前に決めた方がよいと思えます。</p>
事務局	<p>もう少し詳細に記載することにします。</p>
委員	<p>評価基準2職員の確保、研修計画について、事業者で支援する側、雇用条件、勤務体系、意識が低い場合は継続的な支援が続かない。適正な労働条</p>

	<p>件が確保されているとか視点があるといいと思います。</p> <p>もう一つ気なるのが、5ページに契約の解除が定められていて、3つ目の点、発注者の指示に従わないときは発注者が解除できるということだと思うのですが、市が事業者に指示をすることがあるのか。業務委託の関係で指示、命令の関係にないはず。契約内容にすべて盛り込んで、それを履行してくださいというところだと思います。</p>
事務局	<p>該当箇所を修正させていただきます。</p>
会長	<p>色々ご審議いただきました。本案件については、本日はこの程度とさせていただきたいと思います。調整等が必要なものに関しましては、事務局の方で修正等していただき、次回審査会にて再度提示していただければと思います。</p> <p>それでは、案件（3）「今後のスケジュール」について事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>それでは案件（3）「今後のスケジュールについて」説明いたします。資料4．生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会関係スケジュールをお開きください。本日、第2回審査会を開催させていただきました。次回5月25日に第3回審査会を同時間帯で開催予定です。そこで最終的に成果水準書、募集要項等について確定させたい考えです。その後、公募等を経て、9月に書類及びプレゼン審査の実施を予定しておりますが、具体的な日程につきましては、あらためて委員の皆様のご都合等確認させていただきたいと思っています。よろしくお願いします。また9月下旬としております答申につきましては、応募事業者の数にもよりますが、可能であれば、第4回審査会と同日での実施も検討しております。よろしくお願いします。</p> <p>案件（3）の説明としては、以上となります。</p>
会長	<p>本日の案件は全て終了しました。では、事務局にお返しします。</p>
事務局	<p>本日は皆さまご意見ありがとうございました。調整等が必要なものに関しましては事務局で修正しご提示させていただきたいと思います。これをもって、第2回枚方市生活困窮者等就労準備支援事業者選定審査会を閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。</p>